

英国のコーポレートガバナンス論議と金融規制改革

漆畑 春彦（平成国際大学）

金融危機後、2009年より欧米先進国を中心に国際金融規制改革が進められてきた。金融安定理事会（Financial Stability Board：FSB）やバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision：BCBS）といったグローバル金融当局、米国や英国など先進諸国の政府・金融当局が、現在に至るまで国際金融市場や金融機関に対する規制強化に精力的に取り組んできた。一連の国際金融規制改革においては、大規模金融機関やノンバンクをはじめとする多様な主体、多様な金融市場が規制対象となった。多様な問題を解決するため、FSBやBCBSなどグローバルレベルのみならず、米英を中心とする各国レベルでも新規制が導入された結果、国際金融規制体系はそれまでとは比べ物にならないほどに複雑で詳細なものとなった。この数年、一連の国際金融規制改革に対し、その内容や効果に疑問を呈する声やその副作用を懸念する見解が相次いでいる。例えば、グローバルレベル、各国レベルと別々に進む規制改革は、いわゆる規制アービトラージを誘発するといった主張がある。例えば、Riles [2014] は、重要な金融規制を国際的に統一しようという試みは、各国内の政治的・経済的な利害衝突を引き起こし、規制上のナショナリズムは退化すると説いている。Davies [2015] は、金融危機後の国際金融規制改革が生み出した金融規制は、あまりに複雑かつ詳細になりすぎ、金融機関経営や金融市場に過大な負担を強いているとの立場から、金融機関の経営陣や幹部社員に対し、報酬体系を含む行動規範を設置しその監視を受けるとともに、違反行為などには高水準な制裁措置を用意すべきとしている。近年の金融危機を引き起こした金融機関による過度なリスクテイクは、その経営陣・幹部社員をはじめ当該役職員による「飽くなき（金銭）欲」が根本原因なのであり、金融機関における市場規律（market discipline）とコーポレートガバナンスの強化を唱えている。そして、問題解決のヒントは、1990年代初頭から現在まで議論されてきた英国のコーポレートガバナンス論議にあると説いている。本報告では、まず金融危機後のグローバル金融当局、先進各国の金融当局による国際金融規制改革に向けた取り組みのうち、その特徴や問題点を概観する。特に国際金融規制の主要テーマである、①自己資本規制の強化・精緻化、②大規模金融機関の破綻処理制度の整備、③破綻処理制度の延長線上としての銀行構造改革、④シャドーバンキング関連規制を取り上げる。次に、英国の市場規律や、特に2011年に英政府が公表した金融機関の行動規範を謳った「ウオーカー報告書（The Waker Report）」をはじめとするコーポレートガバナンス論議を交え、今後の金融規制の方向性について若干の私見を述べてみたい。